

京都市（市役所）における工事に係る主要種目の等級格付の概要（令和8年度格付）

1 概要

京都市（市役所）の工事に係る入札参加有資格者のうち、主要7種目に登録し、京都市内に本店（主たる事務所（建設業許可上の主たる営業所））がある中小企業を対象に、等級格付を行っています。

対象種目	土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、解体工事
------	-----------------------------------

※ 格付は1種目のみ可能です。（土木工事・建築工事・舗装工事の組合せに限り、複数種目で格付できます。）

2 格付の方法

格付期間（4月から翌年3月まで）の前年度（以下「前年度」といいます。）の秋に申請を受け付け、次の点数を合計した総合点数等により格付を行い、等級と総合点数を前年度末にお知らせします。

(1) 経営事項に係る点数

前年度10月末において、国又は京都府からの結果通知書があり、かつ、有効期間（決算日から1年7か月間）内である経営事項審査に係る総合評定値

総合評定値×1

※ 結果通知書が前年度11月1日以降の日付である場合は、格付申請に使えません。

※ 3月31日決算である場合は、経営事項審査の有効期間は1年7か月後の10月30日までで、10月末時点では無効ですから、その直後の格付申請に使えません。

※ 格付種目と同じ名称の「建設工事の種類」が対象です。

(2) 京都市評価事項に係る点数

ア 前年度10月末までの6年7か月間に工期を終えた京都市（市役所・住宅供給公社）発注工事（対象種目に係るもの）の成績の平均

(成績の平均（小数点以下切捨て）－60）×3	令和9年度格付から×2で算定
------------------------	----------------

※ 成績の平均が60未満である場合は、マイナスで評価します。

※ 令和8年度格付では、工期末が平成31年4月～令和7年10月に工期を終えた工事です。（新規登録・追加登録した種目では、それ以降に工期を終えた工事に限ります。）

※ 随意契約、単価契約を除きます。（ただし、24時間365日の緊急対応が必要な「公共土木施設補修工事及び業務委託」（単価契約）は、対象とします。）

※ 工事に類する業務委託を除きます。（ただし、造園工事種目では、通年で実施する工事に類する業務委託（街路、公園、河川における樹木育成管理に係るもの）を対象とします。）

※ 格付種目と同じ名称の種目の工事が対象です。（ただし、土木工事種目では、土木工事種目、鋼橋梁工事種目及びPSC工事種目の工事が対象です。また、「公共土木施設補修工事及び業務委託」（単価契約）は、土木工事と舗装工事が混在するため、土木工事種目・舗装工事種目で共に対象とします。）

※ 工期末が5年10月以前の成績は、単純平均します。（小数点以下切捨て）

(例)
$$\frac{A\text{工事の成績} + B\text{工事の成績}}{2}$$

2

◇ A工事70点、B工事80点の場合は、単純平均により75点と評価

※ 工期末が5年11月以降の成績は、契約金額（JVでは出資比率であん分）と常用対数（底を10とする対数）を用いて加重平均します。（小数点以下切捨て）

(例)
$$\frac{C\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績} + D\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) \times \text{成績}}{C\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000) + D\text{工事の}\log_{10}(\text{契約金額}\div 100,000)}$$

◇ C工事1千万円70点、D工事1億円80点の場合は、対数加重平均により76点と評価

◇ 「公共土木施設補修工事及び業務委託」（単価契約）は、落札金額（総価）（JV出資比率であん分）の2分の1を土木工事種目の契約金額、残額を舗装工事種目の契約金額とみなします。

※ 12年度格付までは、単純平均と加重平均を併用します。（小数点以下切捨て）

(例)
$$\frac{A\text{工事}\cdot B\text{工事の単純平均}\times 2 + C\text{工事}\cdot D\text{工事の対数加重平均}\times 2}{2}$$

イ 令和5年10月末までに契約した京都市（市役所・住宅供給公社）発注工事（対象種目に係るもの）の1件最高施工額（当初契約金額）

	評価点	備考
100百万円以上	140点	8年度格付まで評価
90百万円以上 100百万円未満	130点	
80百万円以上 90百万円未満	120点	9年度格付まで評価
70百万円以上 80百万円未満	110点	
60百万円以上 70百万円未満	100点	10年度格付まで評価
50百万円以上 60百万円未満	90点	
40百万円以上 50百万円未満	80点	11年度格付まで評価
30百万円以上 40百万円未満	70点	
20百万円以上 30百万円未満	60点	12年度格付まで評価
10百万円以上 20百万円未満	50点	
9百万円以上 10百万円未満	45点	13年度格付まで評価
8百万円以上 9百万円未満	40点	
7百万円以上 8百万円未満	35点	
6百万円以上 7百万円未満	30点	
5百万円以上 6百万円未満	25点	
4百万円以上 5百万円未満	20点	
3百万円以上 4百万円未満	15点	
2百万円以上 3百万円未満	10点	
1百万円以上 2百万円未満	5点	
1百万円未満	0点	

※ 令和5年11月以降の契約は評価しません。

※ 評価点の上限を段階的に引き下げ、令和13年度格付を最後にこの項目を廃止します。

※ 随意契約、単価契約を除きます。

※ 工事に類する業務委託を含みます。

※ JVの場合は、出資比率であん分します。

ウ 京都市（市役所）の対象種目の入札参加資格の継続年度数

	評価点
51年以上	50点
41年以上 51年未満	40点
31年以上 41年未満	30点
26年以上 31年未満	25点
21年以上 26年未満	20点
16年以上 21年未満	15点
11年以上 16年未満	10点
6年以上 11年未満	5点
4年以上 6年未満	3点
4年未満	0点

※ 格付種目と同じ名称の種目の参加資格が対象です。

エ 前年度10月末までの1年間の京都市（市役所・住宅供給公社）の競争入札参加停止期間

参加停止月数（1か月未満切上げ）×▲10点（上限▲360点）

オ SDGsに資する取組

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 前年度10月末時点での対象種目に係るISO9000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度10月末時点で官公需適格組合として中小企業庁の証明を受けている組合

10点

- 前年度10月末時点での対象種目に係るKES又はISO14000シリーズの認証取得

10点

※ 格付種目に係る部署等が認証対象である必要があります。

- 前年度6月1日時点での障害者法定雇用率の達成

10点

- 前年度10月末時点での災害発生時応急協定締結団体への加入

10点	京都市（市役所）と締結している団体に加入している場合
5点	京都市（市役所）と締結せず、京都府と締結している団体に加入している場合

※ 防災活動に一定の役割を果たす必要があります。

- 前年度10月末時点での次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出

5点

- 前年度10月末時点で結果通知を受けている経営事項審査に係る提出書類における対象種目に係る監理技術者、施工管理技士、1級・2級建築士の資格を有する女性技術者の雇用

5点

※ 格付種目に係る部署等の女性技術者が対象です。

- 前年度10月末までの4年7か月間の暴力団不当要求防止責任者講習の受講

10点

※ 令和8年度格付では、受講日が令和3年4月～令和7年10月です。

- 前年度10月末時点での京都市消防団協力事業所の認定

10点

経営事項審査時点での建設機械の保有又はリース（土木工事・舗装工事のみ）

5点	2台以上の場合
3点	1台の場合

(3) 点数以外の要件

ア 前年度10月末時点での対象種目に係る特定建設業許可

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A等級	特定	特定	特定	特定	特定	特定
B等級	特定	特定	特定	特定	特定	
C等級	特定	特定				

イ 前年度10月末時点で結果通知を受けている対象種目に係る経営事項審査に係る提出書類における監理技術者数

	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A等級	5人以上	5人以上	2人以上	2人以上	2人以上	2人以上
B等級	2人以上	2人以上	1人以上	1人以上	1人以上	
C等級	1人以上	1人以上				

※ 監理技術者は、監理技術者講習を受講している必要があります。

ウ 昇格・降格等の取扱い

格付待機期間	京都市内に本店（主たる事務所（建設業許可上の主たる営業所））を有する中小企業として対象種目に登録した年度・翌年度（舗装工事種目の場合は翌々年度も）は格付を行いません。 ※ 待機期間中も申請を受け付け、審査します。要件を満たさない場合は、待機期間を延長します。結果通知は行っておりません。
新規格付等級	新たに格付を行う場合は、最下位の等級とします。
昇格先等級・降格先等級	昇格・降格は、1等級以内で行います。（参加停止、特定建設業許可・監理技術者数不充足による降格時を除く。）
昇格要件	前年度の在籍等級及びそれより上位の等級を対象（注）とした京都市（市役所・住宅供給公社）発注工事の前年度10月末までの6年7か月間の受注実績がない場合は、昇格しません。 ※ 例えば、令和7年度にB等級だった場合は、平成31年4月～令和7年10月にA等級及びB等級を対象とした工事を落札・契約していなければ、昇格しません。 ※ 随意契約、単価契約を除きます。 ※ 工事に類する業務委託を含みます。 ※ 格付種目と同じ名称の種目の工事が対象です。 注 入札不調等を防ぐため、予定価格に対応した等級に加え、その直近下位又は直近上位の等級の参加を認めた案件を直近下位又は直近上位の業者様が受注した場合でも、予定価格に対応した等級の実績として評価します。
昇格なし	昇格の必要・効果が少ない場合は、昇格しないことがあります。
格付なし	格付の要件を満たさない場合は、格付を行いません。格付の必要・効果が少ない場合は、格付を行わないことがあります。 その後、翌年度に格付の要件を満たした場合は、1等級降格して格付を行います。
参加資格（登録）なし	令和8～11年度の参加資格（登録）の要件を満たさない場合は、参加資格（登録）を更新せず、7年度末で参加資格（登録）を失います。 ※ 参加資格（登録）期間の途中にその要件を満たさないことが判明した場合は、参加資格（登録）を取り消し、又はそれに代えて参加停止措置を行います。

3 競争入札における等級ごとの予定価格の範囲

	等級	予定価格（税込）の範囲
土木工事	A	180百万円以上
	B	90百万円以上 180百万円未満
	C	60百万円以上 90百万円未満
	D	40百万円以上 60百万円未満
	E	20百万円以上 40百万円未満
	F	10百万円以上 20百万円未満
	G	10百万円未満
建築工事	A	350百万円以上
	B	100百万円以上 350百万円未満
	C	50百万円以上 100百万円未満
	D	20百万円以上 50百万円未満
	E	20百万円未満
電気工事	A	100百万円以上
	B	30百万円以上 100百万円未満
	C	10百万円以上 30百万円未満
	D	10百万円未満
管工事	A	100百万円以上
	B	30百万円以上 100百万円未満
	C	10百万円以上 30百万円未満
	D	10百万円未満
舗装工事	A	60百万円以上
	B	30百万円以上 60百万円未満
	C	10百万円以上 30百万円未満
	D	10百万円未満
造園工事	A	40百万円以上
	B	20百万円以上 40百万円未満
	C	10百万円以上 20百万円未満
	D	10百万円未満
解体工事	A	20百万円以上
	B	20百万円未満

※ 原則として、予定価格に応じた等級に格付けられた業者様が入札に参加できます。

※ 等級ではなく、総合評定値、同種工事の施工実績等を入札参加要件とすることがあります。

※ 入札不調を防ぐため、予定価格に対応した等級に加え、その直近下位又は直近上位の等級の参加を認めることがあります。